

別記第2号様式（結果の公表）

『（仮称）鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）』に対する意見募集結果をお知らせします。

（仮称）鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、条例案を作成いたしました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
〔策定した政策の名称〕 （仮称）鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
〔政策等の案を公表した日〕 令和7年6月18日（水）
〔意見募集期間〕 令和7年6月18日（水）から令和7年7月17日（木）まで
〔意見の提出状況〕 1 意見提出者 1人 2 延べ意見数 1件 3 意見提出方法 オンラインでの提出（LoGo フォーム） 1件
〔提出された意見と市の考え方〕 別紙のとおり。 なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。
〔実施担当課／問合せ先〕 鴨川市役所 市民福祉部子ども支援課子ども支援係 電話番号 04-7093-7113
〔お知らせ〕 『（仮称）鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）』については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。 鴨川市総合保健福祉会館1階 市民福祉部子ども支援課 鴨川市役所1階 市政情報コーナー